

## 郡山市広報委員設置要綱

制定 平成 15 年 4 月 1 日  
改正 平成 20 年 4 月 1 日  
改正 平成 22 年 4 月 1 日  
改正 平成 25 年 11 月 1 日  
改正 平成 26 年 4 月 1 日  
改正 平成 27 年 4 月 1 日  
改正 平成 29 年 4 月 3 日  
改正 平成 30 年 4 月 2 日  
改正 平成 30 年 6 月 4 日  
改正 令和 3 年 4 月 1 日  
改正 令和 4 年 10 月 11 日

### (設置)

第 1 条 施策その他市政に関する事項を周知する広報活動並びに市民の意見及び要望等を収集する広聴活動を充実させ、協働のまちづくりを一層推進するため、広報委員（以下「委員」という。）を置く。

### (広報委員)

第 2 条 委員は、別表に掲げる所属の課長補佐または事務局次長（議会事務局を除く。）をもって充てる。

### (事務)

第 3 条 委員は各部局等において次に掲げる事務を行う。

- (1) 広報活動に必要な情報等の収集に関すること。
- (2) 発行物及びテレビ、ラジオ等のマスメディアの効果的な活用に関すること。
- (3) 報道機関等に対する事業等の周知に関すること。
- (4) 統計データ等の活用に関すること。
- (5) 市民からの意見及び要望等の集約等に関すること。
- (6) その他政策開発部次長（以下「部次長」という。）が必要と認める事項に関すること。

### (支援等)

第 4 条 部次長は、委員に対して、その事務を円滑に行わせるための研修、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

### (広報委員会議)

第 5 条 委員をもって構成する広報委員会議は、部次長が招集する。

### (庶務)

第 6 条 委員の庶務は、広聴広報課及び政策統計課において処理する。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

総務部	総務法務課
	防災危機管理課
政策開発部	DX 戦略課
財務部	財政課
税務部	市民税課
市民部	市民・NPO 活動推進課
文化スポーツ部	文化振興課
環境部	環境政策課
保健福祉部	保健福祉総務課
	保健所総務課
こども部	こども政策課
農林部	農業政策課
産業観光部	産業雇用政策課
建設部	道路建設課
都市構想部	都市政策課
会計課	
上下水道局	総務課
教育委員会事務局教育総務部	総務課
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課
議会事務局	総務議事課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査委員事務局	